

## 2. 東京都「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」

### 1. 東京都におけるねこの飼育実態

- ・ 都内には、屋内飼育約 60 万頭、屋内外又は屋外飼育約 4 5 万頭の飼いねこがあり、飼い主なしが約 11 万頭いると推計されている。屋内のみでの飼育がかなり広く普及している一方、屋外に放す過去からの飼育習慣も根強く残っている。
- ・ ねこの飼育世帯は、約 13%と犬と同率であり、ねこの飼育はかなり普及している。集合住宅においても約 11%とねこの飼育率は高く、その飼育形態は屋内飼育が多いことが特徴である。飼いねこの不妊去勢手術率は約 86%と全体ではかなり高いが、屋外に放されているねこでは約 67%と不妊去勢手術率が低く、子ねこの産み落としの原因となることが推測される。
- ・ ねこによる様々な被害等による苦情は 10,434 件、引取り総数は 12,015 頭、交通事故死により路上で収容されるねこは約 2 万 4 千頭に及ぶ。(平成 9 年度)

## 2. 東京都のモデル事業への取組み

### (1) 経緯

昭和 55 年に東京都の動物の保護管理に関する条例が制定されるに当たり、ねこの屋内飼育を努力規定としてその中に盛り込もうという案があったが、一部のねこの愛護家たちの強い反対があり、結局その案は削除された経緯がある。

主な反対理由としては、ねこという生き物は本来外で自由に行動しているものであるという考え方があって、かつそのような室内飼育に規制していくということになると、あとに残った外にいるねこは捕まえられて処分されるのだろうという危惧をもち、こうした動きになったものと考えられる。こうした背景のもとで東京都の条例の中のねこについては、「人に迷惑をかけないで飼いましょう」だけの条文のみの形で 20 年の歳月が経過した。その間、ずっと野良ねこに関する多くの苦情があり、また逆に「ねこがこんなに捨てられて、それが処分されているのをなんとかならないのか」といった苦情や要望もずっとあったが、特段の施策は講じられなかった。

### (2) 東京都動物保護審議会へ諮問

平成 10 年、ねこの適正飼育推進策について諮問され、翌 11 年 3 月、次のような内容を骨子とする答申があった。

### ねこの適正飼育推進に向けて

- ・ 適正飼育の目的は、近隣の生活環境に悪影響を与えないことと同時に、ねこ自身の健康や安全を確保することである。その方法は、法的規制によるのではなく、人々の意見に基づく社会的ルールによって推進されるべきである。

### 1. 飼いねこへの対策

- ・ 今日の都市にふさわしいねこの飼い方は、屋内での飼育、不妊去勢手術、身元の表示を行うことである。

- ・屋内での飼育により、飼い主とのふれあいがより親密になり、ねこを交通事故や感染症の危険から守られ、生活環境への被害を未然に防止できる。
- ・不妊去勢手術の実施は、引取り処分される子ねこをなくすだけでなく、発情期特有の行動を抑えるなど屋内飼育の必須条件でもある。
- ・身元の表示は、飼い主責任の明確化や、事故や迷子の際の連絡に役立ち、飼い主の愛情の証ともいえる。
- ・飼い主の心構えと実践とともに、民間団体及び行政が協力し、適正飼育を推進していく環境を整えることにより、人とねこが共生できる都市がつくられるものと期待する。

## 2. 「飼い主のいないねこ」への対応

### (1) 基本的な考え方

- ・「飼い主のいないねこ」のほとんどは、人から餌やりを受けているとみられる。屋内飼育のねこに比べ、寿命が極めて短いため、飼いねこの適正飼育が普及すれば、次第に減少すると考えられる。このようにして、人に管理されない「飼い主のいないねこ」がなくなることが、人とねこが共生する社会の実現にとっては理想的である。
- ・現実に存在している「飼い主のいないねこ」について、地域に住む人が適正に管理し、共存を図れる方法を検討することが必要である。具体的方法は、地域特性や地域住民の意思に基づいて、住民主導により地域ごとにルールづくりが行われるべきである。

### (2) モデルプランの構築

- ・「飼い主のいないねこ」にかかわる問題については、不妊去勢手術をしないで屋外で子ねこを産ませたり、捨てたりする無責任な飼い主が原因である。そのため、適正飼育の徹底が欠かせない。
- ・地域の住民による合意やルールづくりが可能な場合には、住民組織、民間団体、区市町村及び東京都が、それぞれ実行可能な役割を果たして、「飼い主のいないねこ」の不妊去勢手術等の実施に取り組むことが必要である。
- ・「飼い主のいないねこ」への取組を試行的に実施し、その結果をもとに都内の他の地域でも応用可能な仕組みをモデルプランとして構築することが重要である。

## 3. モデルプラン

平成 13 年～15 年、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」作成と実施に取り組む。

(モデルプラン別添)

モデルプランについては、参加しやすくするため、最初から細かい基準は設けないこととした。

重要なのは、「活動組織のその構成員というものが地域の住民が主体であること」これが一番大切であり、さらに「区市町村が協力している」というこの 2

点が不可欠である。よそから人が来て何か活動して帰っていく人がいるというのでは地域が主体で動いていないということになる。

つぎに、区市町村という一番身近な自治体が積極的に参加していないのでは、一つのモデルとして勝手に東京都が指定したということだけになってしまうので、区市町村が絡んだものという基準としている。

#### 4 . モデルプランの実施

・ いかにしてモデルプランを立ち上げリリースするかということが問題であった。最大の課題は地域の問題として一番身近な自治体である市区町村の参加の下にその地域で問題解決を図ることにあり、そこでこのモデルプランを実施するにあたり各市区町村に対して「ねこの問題に関して今どうしているのか？」、「東京都ではこのようなプランを考えているが協力していただけないか」といったアンケートを実施した。

その結果、都内の区市町村すべてから自治体としては困っているが、人もお金もないので新しい事業として協力することは難しいという回答を得た。

同時に、都内のボランティア組織や愛護家に協力を依頼して都内で繰り広げられているいわゆる地域ねこ活動地域を調査し、マッピングした点の多い区市町村へ重点的に協力依頼した。

・ モデル・プランの基本とするところは、地域でルールをつくり、それを住民が主体となった民間組織や行政、それらが共同して問題の解決を図る。

そのような、モデル・プランの地域を指定して展開させ、支援することにある。

・ 役割分担において、東京都は予算を一切つけないという前提があったため、区市町村が心配していた「人もお金もない」については都も区市町村も予算をつけなくてもできる支援をしていく形で進行。(東京都は専門的分野での協力。)

・ 平成 13 年～15 年にかけて 3 年間で 10 地域ほどを指定するのが当初の目標とし、その後の様子、取り組み、進み具合を見ていく形での進行を予定したが、15 年度までに 20 地域、16 年度に入って 3 地域を指定している。

初め、どこの区市町村もあまり協力的ではなかったが、この動きが少しずつ広がり、ボランティアの人たちにも浸透していっているようである。

#### 5 . 行政の支援

都から、適正飼養講習会や勉強会へ無料で講師派遣、普及啓発のためのチラシや資材、印刷物等の支援を行う。地域における連絡調整は、区市町村が行った。

飼い主のいないねこに対しては、地域で確認した上、ボランティアがねこを都の動物愛護相談センターへ搬入し、不妊去勢手術を実施している(1 地域 10 頭まで限定)

これらの各モデル地域の実施状況を把握して、色々な地域に応用できる「飼い主のいない猫との共生をめざす街ガイドブック」を作成した。

## 6．愛護団体の活動

愛護活動を進める諸団体は其々の地域にあわせた柔軟な対応を実施、子ねこの新しい飼い主探しや、資金集めのためのバザー、不妊・去勢手術への積極的な理解を深めるために自治会と協調、連携した努力が目立った。

こうした活動を契機にコミュニティーそのものが復活するなど、地域の防犯にもプラス効果がでるなどの声もある。

### 3. ちよだニャンとなる会

所在地 東京都千代田区内神田 2-5-11

T E L 03-3256-0008

代表者 栗原 環

#### 1. 地域の特徴

千代田区は平成 16 年現在、区民 4 万 3 千人に対して 85 万人の在勤者を抱える特異な都市基盤である。中央を皇居の広大な敷地が占め、国会議事堂のある永田町、官公庁が集まる霞ヶ関、東京駅と丸の内ビジネス街、神田駅周辺の飲食店街、秋葉原の電気街、病院と大学、専門学校が集中するお茶の水界隈、本の町・神田神保町、靖国神社、千鳥ヶ淵、閑静な住宅街の番町・麹町など、それぞれ環境の著しく異なる地域が皇居をぐるりと取り囲む。これらの地域にまんべんなくねこがいるというのは驚くべきことかもしれない。公園や商店街、住宅街はもちろんのこと、永田町のような「ねこの子一匹いない」はずの地域にも、である。



#### 2. 区不妊・去勢手術費助成の経緯

15 年ほど前のバブル景気による地価の高騰を契機に、千代田区では空き地が増え、飼い主のいないねこが目立つようになった。「糞や尿が不衛生だ」、「ねこを虐待する人がいる」。区役所と保健所にはねこをめぐるさまざまな相談が寄せられていたが、その数は 1 日平均 1~3 件にのぼった。

そうした状況が続くなか、平成 11 年に事件が起こる。神保町地区の神三公園では区民と在勤者数名が飼い主のいないねこおよそ 40 頭に自費で不妊・去勢手術を施し、給餌などの世話をしていたが、数頭のねこが死体となって発見される。その後もねこたちが次々と変死を遂げるにいたって、「毒殺された」とする人たちから抗議と署名活動が行われた。

その事件が契機となり、飼い主のいないねこの去勢・不妊手術を自費で行っているボランティア活動のことが区議会で取り上げられ、平成 12 年、区は「飼

い主のいないねこの去勢・不妊手術費助成事業」を始めた。

### 3. 「ちよだニャンとなる会」の誕生

この助成事業を普及するにあたっては、それぞれの地域で飼い主のいないねこを判別して捕獲し、動物病院へ連れて行って、手術後に引き取り、元の場所に戻すという人手が必要になる。区は普及員制度（ボランティア制度）を創設し、広報誌を通じて区民を対象に普及員（ボランティア）を募った。その結果多くの人が事業への協力を申し出てきた。

この普及員制度をきっかけに、それまでは個人で活動していたボランティアたちは横のつながりを強めていった。その結果、区の普及員と在勤のボランティアが集まって、2001年9月「ちよだニャンとなる会」が発足した。会員は発足時60名であったが、その後増加し平成16年には200名を超えている。ちよだニャンとなる会は名称を聞くと、ねこ好きの人たちが集まっている動物愛護団体のように思われるが、あくまで地域のために活動するボランティア・グループである。いわば「町会のねこ部長」の連合会といったところで、普及員となっているのはねこ好きの人ばかりではない。「ねこに関心を持ったことも、さわったこともなかった」とか「ねこはどうも苦手」という人もいる。「可哀相なねこを助けたい、増やしたくない」「命を大切にしたい」「ねこのことで近隣の人間関係がぎくしゃくし、雰囲気が悪くなっていくのがいやだった」「街をきれいにしたい」「ねこの死体を片づけたのがきっかけで」「誰かがやらなくちゃ、と思った」と、動機はさまざまな人たちである。

### 4. 会の考え方

千代田区内には飼い主のいないねこが2千から3千頭いると思われる。ちよだニャンとなる会としては、ねこ（イエネコ）は人によって終生、愛情と責任を持って飼育されるべきものであり、屋内での飼育が望ましいと考えている。路上での生活は、野生動物ではないねこにとって過酷だ。餓死や栄養失調、交通事故、ほかのねこのけんか、カラスからの襲撃、感染症などの病気、虐待など、つねに恐怖と苦痛、命の危険にさらされている。平均寿命も、飼主のいるねこ比べて短い。

しかしながら、ねこの遺棄は相変わらずあとを絶たない。また、給餌する人はますます増えているようで、飼い主のいないねこが繁殖している可能性もある。

現実として飼い主のいないねこがいるのであれば、排除するのではなく、共生をめざしたい。人にも動物にもやさしく、命を大切にしたい地域の思いがある。

「地域ねこ」という用語が普及しているが、地域ぐるみでねこを世話して「地域ねこバンザイ」という心境にはなれない。路上での生活を余儀なくされたねこをやむを得ず「地域のねこ」として近隣の人たちに見守ってもらえるよう、環境づくりをしているというのが現状だ。

## 5．動物病院の協力

飼い主のいないねこの去勢・不妊手術は、手術を引き受けてくれる動物病院の存在があってこそ可能になる。しかし、千代田区は、動物病院が1カ所しかないことから、区は、区内の動物病院のほか、近隣の区にある動物病院に事業への協力をあおいだ。

現在18の動物病院が協力しており、動物病院によって不妊・去勢手術代金は若干異なるものの、オスは5千円、メスは1万円程度で手術を行ってくれる病院もある。

## 6．会の活動

活動の柱は主に3つ。ひとつは去勢・不妊手術である。

ボランティアはそれぞれが居住あるいは勤務する地域を中心に飼い主のいないねこに手術を施し、近隣の人々の理解や支援を得つつ、手術済みのねこの世話をしている。給水・給餌をしたら後始末をして、飼い主のいないねこのためのトイレを置くなど排泄物の始末もできるかぎり行う。

ボランティアが居住あるいは勤務していない地域では、飼い主のいないねこについての情報が区あるいは会に寄せられると、ボランティアがその地域に向き、住民の理解と支援を得て捕獲し、去勢・不妊手術を実施し、識別として耳にV字カットを入れている。地域住民へは次のような説明が行われることが多い。ねこの遺棄は30万円以下の罰金と動物愛護管理法で定められているにもかかわらずねこを捨てる人がいて、飼い主のいないねこが存在しているという現実。飼い主のいないねこだからといって、行政がそのねこを捕まえたり、引き取ったりすることはなく、致死処分することもない。個人が捕まえて、ほかの場所に放せば、遺棄行為ととらえられかねない。飼い主のいないねこといえど、法律的には愛護動物。虐待すれば、その人は懲役1年以下または100万円以下の罰金が科せられる可能性がある。

また、去勢・不妊手術を行わないまま給仕のみを続けている人へは「可哀相だからと食べ物を与える気持ちはわかるが、それでは可哀相なねこがさらに増えてしまう」と説得しているが、ほとんどの人は理解してくれる。ただの「餌やり」の人がその後、去勢・不妊手術のボランティア活動に加わるようになった例も少なくない。

区との連携があればこそという活動事例を紹介する。ひとつは農林水産省の例。同省の敷地内では14～15匹のねこが生息していた。日比谷公園に遺棄されたねこが移り住んだのがもともとだった。そこへタクシー運転手の60代男性が毎月4万円ものポケットマネーを支出してキャットフードを敷地内に撒いたため、繁殖に拍車がかかったものと見られた。ボランティアがこの男性と話し合ったところ、当初は不妊・去勢手術に抵抗感を示したが、ほどなく説得に応じる。一方、区の動物愛護担当者は農水省の総務部に連絡して、区の助成事業について説明し、ねこの捕獲のためにボランティアが敷地内に入ることへの理解を得た。そうして去勢・不妊手術を実施することができたのである。その後、タクシー運転手の男性は、ねこの捕獲や動物病院への搬送を無償で手伝ってくれるようになった。

ホテル・ニューオオタニの敷地内のねこは、保健所職員とボランティアが企業の総務と直接交渉し、理解と支援を得た。10匹が手術を施されたのち元の場所に放され、子ねこ1匹が新しい飼い主に引き取られている。

なお、ねこの捕獲については捕獲機としてアメリカ製「トマ・ホーク」を現在11台所有している。捕獲機を使用する場合は、敷地の持ち主に了解を得た上で捕獲機を置くのが原則だ。ねこがつかまったら会に連絡をもらえるよう、近隣の人に頼むこともある。保健所がねこを捕まえて致死処分にするると誤解している人も多く、通りかかりの人にねこを放されるケースが相次いだため、助成事業の主旨などを書いた紙をパウチして捕獲機に付けている。夜間、捕獲機を仕掛けているとき、「去勢・不妊手術のために捕まえているんですね、」と通りかかりの人に確認された経験を持つボランティアもいる。

去勢・不妊手術の費用は助成金を使うのが基本だが、毎年、半年で使い切ってしまうている。助成金がなくなってしまった時は、その地域の町会あるいは企業や個人から寄付を募ったりもしているが、多くの場合は、ボランティアが負担している。

活動の2つ目の柱は、飼い主のいないねこを飼い主のいるねこにすることだ。子ねこや元飼いねこなど家庭での生活に適応しやすいねこを優先的に、できるだけ「新しい飼い主」を見つけ、引き取ってもらうようにしている。悩みの種は、新しい飼い主が見つかるまでの期間、保護してくれるボランティアが足りないことだ。動物病院に預かってもらうこともあるが、その場合は、ボランティアが費用を負担し、獣医師もボランティア価格にするなど協力してくれている。

3つ目の柱は啓発活動だ。飼い主のいないねこの共生への理解と支援を広げるため、年に1回、会報を発行している。A4版、カラー、12ページの会報は1万部刷っているが、編集、原稿、デザインすべてプロフェッショナルの編集者兼ライターとデザイナーが実費持ち出しでDTPによって制作しているので、費用は印刷会社に支払う紙代と出力代のみだ。

また、区のホームページで活動を紹介してもらっているほか、区の広報掲示板に去勢・不妊手術を呼びかけるポスターを年に3回、貼ってもらっている。

区の活性化イベントでブースを開いたり、フリーマーケットに参加して啓発活動も頻繁に行っている。毎回、ボランティアがねこの着ぐるみを着ているが、これは子供たちへもアピール度が高い。ブースではポスター展示や会報等の配布を行っている。イベントやフリーマーケットは活動費を捻出する機会でもある。区の助成事業を普及する活動を行っている会と認められているため、寄付は募りやすい。活動費は、飼い主のいないねこが病気やけがの場合の治療費、新しい飼い主探しにかかる費用、会報の制作費などの啓発活動費にあてられている。

## 7. 活動の成果について

平成12年度から平成16年度現在までに区内で生きる飼い主のいないねこ900匹に去勢・不妊手術を実施した。飼い主のいないねこが去勢・不妊手術費助成事業が始まる前に何匹いたのか、助成事業が始まって5年目の現在、何匹いる



のか、正確な数字をつかむことは難しい。目安としてあげられるのは死体の数だ。千代田区清掃事務所が取り扱っている「千代田区管内動物死体処理件数」の内訳を見ると、路上で処理されたねこの死体は、平成12年度が318体、平成16年度が129体。このことから、ねこの数が確実に減っていることがうかがえる。

区によれば、「飼い主のいないねこに去勢・不妊手術を行いたい、どのようにしたらよいのか」など具体的な相談は来るものの、飼い主のいないねこについての苦情やトラブルはほぼゼロになったとのことである。

ねこの問題をきっかけに、区内で知らない者同士がコミュニケーションの輪が広がっていったという恩恵もあった。「行政と区民が二人三脚で地域の問題を解決する好例となった。『千代田ブランド』を上げるのにも貢献してくれている」と石川雅己区長から活動を評価する言葉をいただいた。

### 「千代田区飼い主のいないねこの去勢・不妊手術費助成実績」

(2000年度～2004年度・千代田保健所調べ)

	オス		メス		メス(妊娠中)		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2000年度	39	652,000	40	800,000	18	448,000	97	1,900,000
2001年度	37	619,000	40	800,000	19	475,150	96	1,894,150
2002年度	48	704,375	47	820,173	15	375,000	110	1,899,548
2003年度	104	1,048,540	76	1,130,490	33	717,540	213	2,896,570
2004年度	71	760,710	37	653,845	23	485,375	131	1,899,930
計	299	3,784,625	240	4,204,508	108	2,501,065	647	10,490,198

#### 註の1 助成金交付の流れ

飼い主不明のねこを見つけたら、近隣に飼い主がいないか確認する。

千代田保健所から助成金制度の使用申請書もらう。

ねこを捕獲し、協力動物病院へ運んで、不妊・去勢手術をしてもらう。

その場で料金の全額を支払い、獣医師に手術完了証明書を書いてもらう。

押印も必要。

手術完了証明書、振り込み用紙を添えて、助成金制度の使用申請書を保健所に提出すると、後日、銀行口座に助成金が振り込まれる。

#### 註の2 助成金額

平成12年度 190万円

平成13年度 "

平成14年度 "

平成15年度 290万円

平成16年度 190万円

助成の対象は去勢・不妊手術の実費のみで、限度額は雄の去勢手術が1万7

千円、雌の不妊手術が2万円、妊娠中が2万5千円である。

## 8. 会として望んでいること

5年間の活動を通じて思っているのは、なぜこれほど多くの飼い主のいないねこがいるのかということである。行政とボランティア、獣医師などが金銭と時間、労力を費やせば、地域における飼い主のいないねこの共生は不可能ではないだろう。しかし、病気やけがのねここと出会って、治療に通院することもまれではなく、ボランティアの身体的かつ精神的な負担の大きさは想像以上だ。

まずは「元を絶たなければだめ」ではないか。段ボール箱に子ねこを入れて「捨ててください」と貼り紙をつけて遺棄する例は最近ではまず見られないが、去勢・不妊手術を施さないでねこを外出させることで繁殖の原因をつくったり、行方不明になったねこをそれほど積極的に探さないという「未必の故意」と呼べるような遺棄が多いと思われる。こうしたかたちの遺棄を阻止することはできないものか。

なお、「餌やりをする人がいるから増える」と、給餌する人が問題の元凶であるかのように行政もボランティアもとがめていた時期があったが、それは「餌やりするねこ好きの人」と「迷惑をこうむっているねこ嫌いの人」との2者対立構図を産むだけで、問題の本質を見えにくくし、解決にはつながらない。そもそも給餌する人は常習者を含めてあまりにも多く、とがめて歩いても地域の雰囲気は陰悪になるだけで、徒労に終わると感じた。

飼い主は終生、愛情と責任を持って、ねこを飼育してほしい。そうすれば、飼い主のいないねこはこれほど多くはならないはずだ。それでも飼い主のいないねことなってしまった数少ないねこを地域の人たちが去勢・不妊手術を行った上で世話する「地域ねこ」なら、日本人の自然観や動物観、宗教観といったメンタリティーにもなじみ、大賛成である。

## 9. 声

石川雅己千代田区長

「地域の課題のなかには、行政だけではできないことがたくさんあります。飼い主のいないねこの問題もそのひとつ。区とボランティアが連携して活力と魅力のある街づくりができないか、さまざまな計画を立案中ですが、ちよだニャンとなる会の活動については、その一例として大いに注目しています」

区担当者

「ボランティアのみなさんの活発な活動のおかげで、それまで区に持ち込まれていた苦情やトラブルの多くが、地域のなかで解決されるようになっていきます」

区民

「ねこはほんとうに可愛いが、いやがる客もいる。去勢・不妊手術のおかげか、近頃、ねこの数が少なくなりました」「たとえ野良ちゃんでも、小さな命を大切にできる精神はとても尊いことです。この活動のボランティアのかたがたにはたいへん感謝しております。これからも微力ながらお力になれば幸いです」「餌やりする近隣の人とけんかしたくなかったが、植木の上ののって糞をしたり、植木を倒したりするのでたいへん迷惑していた。ありがとう！！」「ねこアレル

ギーであまり好きではなかったなので、数がずいぶん減って助かっている」「これまでに飼い主のいないねこ 18 匹を、自費で去勢・不妊手術してきました。少しでも助成金があると助かります。現在は、家で 5 匹、店で 2 匹、世話しています」「これ以上ねこが減るとネズミが増えるから、もうそろそろ(去勢・不妊手術はやらなくて)いいわ」

#### 4 . 日本捨猫防止会

所在地 東京都品川区南品川 6-8-17 ブルーヒル 1 号  
T E L 03-3472-8185  
代表者 太田 成江

#### 設立

昭和 36 年に有志により設立され、今日まで動物愛護精神の普及活動を続けているボランティア・グループである。

#### 目的

ねこ、犬の飼い主の自覚を高め、野良ねこ・犬の増加を防ぎ、ねこ・犬が幸せに生きられるよう、動物愛護の心を高めることにある。

#### 会員と運営

現在、全国に 800 人ほどの会員がおり、東京周辺だけでも 300 人いて 95% は女性の会員である。会員の分布は、ほぼ全国をカバーしているが、1 県に 1 人の県もある。案内を読んで急に会員になり活動する人もいる。毎年だいたい 40 人入会し、40 人退会するというようなペースであるので、会員数も 800 人から大きく変化しない。NPO 法人化してはどうかとの話もあるが、事務局員を確保できないため、任意団体として少人数でがんばっている。

運営は 7 人のメンバーでしているが、半分はサポート的な参加で、実質のスタッフは 3 人である。問題が発生したら、近くの会員へサポートを要請する。会員はねこに関するちょっとした有識者として近所のアドバイザーとなって、その地域にねこの情報を提供することができるよう会としても情報を提供している。

会員の 95% は女性である。

#### 会の活動資金

年間予算は 300 ~ 400 万円、会費、寄付、ハガキ等の売上げが収入にあたる。

支出では、不妊去勢手術の補助があり、会員が周囲のねこの不妊去勢を行う際、 は 5 千円、 は 3 千円、最高 1 人年間 1 万円までの補助が行われる。補助金の合計支出は 170 万円程度で、有効に使う努力をしている。その他、会報等の印刷物の作成、通信運搬費、パネル作成代などの支出がある。会報は 800 人の会員、東京 23 区と市町村、都内の動物愛護相談センター 3 箇所、全国の都道府県、政令市、中核市の動物担当窓口、動物管理センター、全国の獣医師会、活動に協力してくれる獣医師及び支援者、等々に 1500 部を配布している。

#### 事業

主に相談業務であるが、普及啓発資材の開発や譲渡、自分の周囲にいるねこの世話も活動の一つとなっている。

## 電話相談

コレは誰にでも簡単にできるのではなく深い知識と相手の話を聞くという姿勢が大切で、かなりの経験を要するものである。難しい問題については、即答を避け段階的な対応も実施している。また、併せて参考文書、資料を送付することも重要である。

最近メディアが発達したため、わからないことがあったらすぐに他に聞くことができるようになった。そのため、考えるよりも先にすぐに電話して誰かに聞こうという傾向が見られ、問い合わせが増えた。

相談に答えるとき、会の立場では行政の公務員では言えないようなかなりきついことも言うことができ、身近な問題や近所の世間話で出てくるような内容を例にして説明すると理解してもらえることが多い。

電話などで相談してくる人の中には、こちらの話を聞かずに一方的にしゃべり続けている人が多い。そういった人には何を話しても無駄であるので、参考になる資料やプリントなどの書類を送るようにしている。ねこの凶暴化などは、簡単に対処できないので専門家に相談するよう勧めている。犬の問題行動治療よりもねこは難しく、矯正できないケースも多い。

## 普及啓発資材の開発

会員の協力を得ながら、素人写真の絵はがきを作ったり、プリントを作成したり、会員のためのノベルティー作品を開発し、ねこの適正飼養の普及啓発に力を入れている。たとえば動物愛護週間のイベントなどで、小学生のこどもでも参加可能な10円募金で、募金してくれた子供達に4種類のねこのカードを配布したりしている。また、こねこの成長過程がうかがえる8枚組の写真を貼り合せたものを作成したが、非常に好評を得ている。

## 譲渡

1ヵ月に1組くらいしか縁組できない。電話相談で400~700件のうち、貰い手になりたいという電話は2~5%くらいしかないのが現状である。貰い手探しの相談もだんだんと減ってきてはいるがそれでも月に10件以上はかかってくる。

大きな団体であれば登録しておいて、条件が合う人が出てきたら紹介するといったこともできるが、日本捨猫防止会の場合はそのような登録はせず、どうしたら貰ってもらえるのかを説明した資料を提供したり、アドバイスして、自分自身で探すように言っている。仲介して、さらに預かるようなことをしてしまったら、すぐにキャパシティを超えてしまう。中には飼い主が貰い手探しをする時間を作ることができるように一時的に預かる会員もいる。貰い手になりたいという電話が来たときは、会員の誰かは必ずねこを保護しているので、その会員のねこを紹介している。

最近駅前とかで貰い手探しを行ったり、インターネットで貰い手探しをしたりする仲間もあり、いろいろな形態で譲渡が行われるようになってきたので、電話での貰い手探し相談も少なくなってきたのかもしれない。

## 相談事例と意見

### (1) 高齢者の問題

時代的背景から、高齢者、特に身寄りのない高齢者に関する問題が増えている。

例えば、慈悲の心でねこに餌を与え続けたところ、ねこの数が増えてしまい、近所でペットボトルを周囲に立てられてしまったがその意味すら理解していない。こうした高齢者である飼い主から全てのねこを取り上げてしまっても、また同じような状況にすぐ戻ってしまう。そこで、1頭のお気に入りのねこを不妊去勢手術して手元に残してあげることとした。これは飼い主にとっても近隣にとっても良い結果となった。このように近隣とのコミュニケーションが希薄となっている中で、人間同士の関係にねこが巻き込まれている。

野良ねこを捕獲して動物病院で不妊去勢手術をした後、元の場所に返してあげられるのはまだ良い例で、他の相談では、相談者が手術するお金は出すが、手術した後は自分の家のそばに戻さないでどこか他のところに放して欲しいという人もいる。

できれば餌やりも片付けも適切にして地域ねことして飼養されるように発展させていきたいと思うが、なかなか難しい。

また、高齢者である飼い主が緊急入院した場合、社会福祉事務所から連絡があることもある。1匹のみで室内飼養ということであればフォローも可能であるが、外のねこに餌を与えて、その人が救急車で運ばれてしまっただけで、残されたねこが近隣に迷惑をかけてしまうこともある。こうした様々なケースの高齢者に関連した相談が増えた。

### (2) ねこの糞や尿に関する苦情。

ねこの糞や尿に関する苦情は本当に多いが、本当にねこの糞や尿に関する問題だけなのかというと、そうでもなくて、大抵のトラブルは近隣とのコミュニケーション不足に起因しているように思える。犬についても糞や尿のトラブルがあり、大型犬が堂々とアスファルトの路上で尿を排泄している光景をみる。中には、ペットボトルに水を入れてその水でうすめて流す人もいるが、尿が土に染み込むわけではないので、根本的な始末ではない。本当の良いマナーは外で排泄をさせない管理ができるということである。このようなコントロールができない飼い主が行政に犬の引き取り依頼をするのではないかと思う。ねこは犬と違ってすぐに数が増え、ねこをかわいがっている人にとって大きな悩みとなるため、真剣に対応しようとする人も結構いる。

本来、ねこは地面があって立ち木や落ち葉があれば十分うまく糞や尿を隠すことができると思うが、例えばある市ではアスファルトばかりで、聞くところによると排泄後にアスファルトを掻くねこがいるとのこと。そのため千代田区ではボランティアグループがトイレを設置する活動も行っていると聞いている。

O氏が住んでいる横浜市の青葉台には、周囲にはまだ地面がある。自身が飼っているねこは4歳まで野良ねこであったことと、O氏の住まいが集合住宅の1階であるために目の前に地面も見えるため、外でしかトイレをしようとしなない。しかたないので外に出すが、排泄場所がわかる時はすぐに片付けるようにして

いる。

また、「もし、迷惑をかけているようならば教えてね。」と近隣にも声かけをしている。このように近隣とのコミュニケーションが取ることができる地域であるならば、単純に糞尿問題だけを解決するという視点で室内飼いを強要することには無理がある。ねこの問題では、ねこを実際に飼っている人からは実体験に基づくアドバイスが出てくるが、ねこを飼ったことがない人が考えた対策はあまり役に立たないこともある。

ねこを外に出すとき、近所の人や、あのねこは今は外に出てきているが、どこの誰が飼っているねこで、その飼い主はどんな人で、飼い主の連絡先電話番号は で、こんな性格のねこで、何時頃には家に帰っていくねこだ、などの情報を知っていただければ大目に見てくれるものである。つまり近隣とのコミュニケーションがうまくいっていけばそんなにトラブルは大きくはならないものである。

### (3)野良ねこへの餌やり

餌を与える場所も良く考えなければ近隣とのトラブルになる。餌を与えるときも新聞紙やチラシを下に敷き、その上で与えるなどの配慮が必要で、他人との共用部分で与えることが多いはずなので、適切な方法が求められる。また、餌を与えれば排泄するということを自覚し、その処理にも責任を持つべき。このような普及啓発・教育が必要。

餌やりの背景には、ペットフードがコンビニエンスストアなどでいつでもどこでも簡単に24時間買える生活がある。また、空前のペットブームというのも豊かさの象徴でもある。

昔は、現代のようにねこの餌は簡単に入手できず、近所の魚屋さんをお願いして魚のあらをわけてもらい、冷凍したりして工夫したものである。ねこ用缶詰なんて存在しなかった。ドライフードも米国産のもので、一般にはあまり普及していなかった。

餌やりをする人は、年金生活者の人も多いと思われる。こういった人の餌やりの典型的な例では、年金が支給されると、全額ねこの餌を買うため使ってしまう人もいる。自分の食べ物は、人からもらってどうにでもなる、自分のご飯より、ねこのご飯をと考える一人暮らしの高齢者も少なくない。こうした、高齢者の対応は時に慎重にならざるを得ない。

のらねこの爪とぎで車の被害の苦情があったが、餌を与える限りはそのねこのツメも切ってやれるような間柄になることが必要である。そうすれば車のタイヤでツメを研いでも問題ないだろう。

知恵も労力も使わずに文句だけをいっているのでは解決しない。最近は園芸店で枕木などの古材も売っているので、ねこのツメ研ぎ用に活用するなど工夫が必要である。

餌やり問題に対して、ある行政担当者が「外にいるねこに対して餌さえ与えなければ、ねこは散っていく。」と回答した人がいる。例えば、不妊去勢手術を済ませたうえで、餌を与えて管理している人もいるので、もう少しねこの習性や現場の状況について勉強してもらいたいし、また、背景についても分析・検

討して対応いただきたい。

ある市でも同様の相談を受けたが、この際は当該公園管理担当者との話し合いで「エサやり禁止」のプレートを「与えるならば片付けと不妊去勢手術を」というように改めていただいた。

## 個体識別措置

### ・首輪、ピアス、耳の カット

首輪は重さ、材質、長さについて長年検討を重ねてきたが、市販のもので適当なものがないため特注してみた。30cm と 33cm の二種でなめし皮の首輪を使用し、今までに首吊り事故等も起きていない。石油製品で作られたもの(ビニール、ナイロン等)はねこには適当ではないと思われる。

ピアスは故意にとられてしまう例もあるし、アレルギーを起こすねこもいるので注意が必要である。

耳の カットは、けんか傷と見分けにくいし、外ねこであることの印にはなるが、誰が責任を負っているねこであるかまではわからない。

### ・マイクロ・チップ

会に相談してくるひとの多くは、経済的な余裕があまりない中で、ねこが増えてしまって困っているという人が多いので、そのような人にとってはマイクロチップはまだ高額であり、勧められるものではない。また、リーダーを設置して読み取ることのできる施設が少なく、埋め込んでも効果を発揮できるか疑問である。市役所、警察、開業獣医師、動物愛護センター等多くの施設に設置されるようになれば普及すると思う。横浜の栄区では行政、獣医師、愛護団体が協議会を組織しており、その協議会活動として、野良ねこを捕まえて不妊去勢手術を実施した後、マイクロチップを埋めてもとの場所に放す活動を行っている。同じく横浜市の都筑区ではニュータウン動物愛護会が譲渡時にマイクロチップを埋めている。

リーダーをあてなくても外から分かる標識物が必要なのではないかと思う。

## (4)不妊去勢

かわいいだけでは増やすべきではない。繁殖すると経費もかかるし、かわいい子ねこの時期は短いことを伝え、安易な気持ちで増やすべきではないことを説明している。

## (5)室内飼養

だいたい、室内飼養のねこは16年くらいの寿命があるが、ゆっくりとしたスピードで室内での適正飼養を進めていくしかない。何も今すぐに現在飼っているねこを室内飼いにしろというのではなく、この次飼うなら、室内にすればよいといったぐらいのスタンスも必要である。

完全な屋内飼養を目標として努力することは大切だが、全て一律に屋内飼養を義務化することは無理であるという現実も受け止めて考えていく必要がある。周囲の環境が許す範囲であれば外に出すことも認めたり、条件次第で柔軟な考えをもつ必要がある。



また、ねこは遊び相手がいるとストレスも少ないので、複数飼養がよいと勧められている。







2~3 ヶ月齢位でケガで前肢がぶらぶらになったねこを保護して、その後、新しい飼い主にもらわれていったが、譲渡先でも恐がりやで人嫌いであった。そのねこが成ねこに成長したとき、たまたま他から子ねこを預かることとなったが、するとその恐がりやのねこが実に上手に子ねこの教育係りをこなし、その後は人嫌いも恐がりも緩和されていった例がある。

### **動物病院の協力体制**

個人として協力してくれる開業医の先生がいるが、獣医師会との連携体制がない。獣医師会としてではなくてもよいので、もう少し個々の獣医師が積極的に活動に協力してくれるとありがたい。忙しくてねこに関する飼い主の相談が受けられないというならば、飼い主に日本捨猫防止会の電話番号を紹介してくれるだけで問題が解決する事もある。飼い主はどこに相談したらよいのかわからないのですから。会報やパンフレットに書いてある番号に電話するように勤めて欲しい。

(参考)

## 捨猫防止会作成のプリント

<p>外猫との共生</p> 	<p>猫の幸せって？ 捨猫の餌 やる？やらない？ 外暮らしの猫に餌を与えるのは簡単そうですが・・・ いつも餌やりご苦労さま（猫型シール 50円） 地域猫との付き合い方 （餌・ふん・病気：いそごニャンネットより）</p>
<p>トイレ</p> 	<p>トイレ問題解決のために（飼い猫にも外猫にも） トイレ良ければすべて良し 快適トイレで気持ちよく 2ツ目のトイレは細裂き新聞紙利用で</p>
<p>不妊手術</p> 	<p>飼いきれない猫をふやさないために オスにもメスにも受けさせましょう 外暮らしの猫を動物病院に連れて行く方法 快適に暮らすために</p>
<p>守るべきこと</p> 	<p>猫関連の法律・基準・条例 猫を捨てないで 猫や犬を捨てるのは法律違反です （15cm×25cm ステッカー 200円）</p>
<p>快適に暮らすために</p> 	<p>ペットの飼い主が守るべき十戒 飼い主になる条件 特に都会や集合住宅で上手に暮らすために（9頁 50円） 猫からあなたへ 〔首輪のかけ方、手作りツメとぎ板、ツメの切り方など〕 暮らしのヒント集、10頁 50円 可愛い仔猫・仔犬もすぐに大きくなります 参室内暮らしになくてもは困る物・あるといいもの 抜毛対策 ノミ・ダニ対策：猫ばかり責めないで</p>
<p>買い手捜し その他</p> 	<p>どうしても飼い続けられなくなった時どうしますか 買い手捜しの注意事項 猫2頭飼いのおすすめ 目も開いてないような仔猫や、捨てられたらしい猫に 出会ったら</p>